

ALPS 処理水放出に関する東電及び経産省への質問書

福島第一原発の ALPS 処理水の全量を海洋放出するという計画（変更申請）が、昨年 12 月 21 日に東京電力（東電）から原子力規制委員会に提出された。規制委員会の認可を得た後、今年 6 月頃までに福島県、大熊町と双葉町などの了解を得て設備の建設にかかり、2023 年 4 月半ばから海洋放出を開始すると予定されている。

この処分計画は福島県漁連への 2015 年 8 月の経済産業省（経産省）や東電からの文書回答の趣旨（関係者の理解なしにはいかなる処分も行わず、処理水は敷地内タンクに貯留する）に反している。県漁連や多くの県内自治体などの理解は得られていない。約束通りに敷地内タンクに貯留する方策をとるべきではないか。

また、海洋放出を進める理由・背景として、「廃炉」を進めるためという大義名分が謳われている。しかし実際にはデブリの取出し等は進んでいないばかりか、事故を起こした福島第一原発は「特定原子力施設」であり、「廃炉」の法的規定さえない。それなのに、「廃炉」のためと称して海洋放出を正当化することは許されない。

この問題には、福島県民はもとより全国の人たちが強い関心をもって注視している。以下の質問について責任をもって率直かつ誠実に回答していただきたい（質問対象を番号に付記）。

1（東電）. 東電の意見募集に関して

東電は昨年 11 月 17 日に「多核種除去設備等処理水(ALPS 処理水)の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階）」を公表し、その内容についての意見募集を 11 月 18 日から 12 月 17 日まで行った。「今後、本報告書の見直しにあたっての参考とさせていただきます」、「その対応についても公開する予定です」と意見募集要領に記載している。

この意見募集は、約 3 か月間提出が遅れていた変更申請書を規制委員会に提出するにあたってのものであると考えられる。事実、その評価報告書は変更申請書に参考資料として添付されている。ところが、意見募集結果は公表されないまま、12 月 21 日に変更申請書が提出され、今もって公表されていない。

これについて東電処理水対策責任者の松本純一氏は、数百件が寄せられたが内容の分析は間に合わず、意見で改定が必要になれば計画を補正して反映させると記者会見で話している（東京新聞 12 月 21 日）。なぜそれほど急いで認可申請を行ったのか、強い疑問を抱かざるを得ない。

- (1) 意見募集の目的は何だったのか。
- (2) 意見募集結果の分析が間に合わないほどに急いで変更申請書を提出したのはなぜか。
- (3) 意見募集に際して「その対応についても公開する予定です」と記載しているが、いつになるのか。

2（東電）. 「評価報告書」では放射能の年々の蓄積が考慮されていない

東電の「評価報告書」では、放射能の年々の蓄積の効果が考慮されておらず、東電の意見募集の時から市民はこれを批判してきた。このことは、今年 1 月 27 日の審査会合で規制庁からも指摘された。東電もこれを認め、蓄積を考慮するよう評価をやり直すことになった。

- (1) たとえばヨウ素 129 は、海藻の濃縮率が 1 万倍で半減期が 1570 万年なので、毎年の放出分が海藻に濃縮蓄積され、それを食べる魚などにも年々蓄積されていく。そのような食べ物が食卓に上る影響をすべて評価するという理解でよいか。

3 (経産省と東電). 経産省と東電の福島県漁連への約束はどうなったのか

経産省は2015年8月24日付福島県漁連への文書回答において「こうしたプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行いません」と述べ、東電は同25日付文書回答において「検証等の結果については、漁業者をはじめ、関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留いたします」と約束している。

- (1) 今回の変更申請書提出はこの約束に反するのではないか。
- (2) 福島県漁連や自治体等の関係者の理解が得られない以上、いかなる処分も行わず、敷地内タンクに貯留すると理解するが、それでよいか。

4 (東電). 敷地内タンクの増設に直ちにとりかかるべきではないか

上記評価報告書159頁では、「I 1. 放出計画に係わる不確実性」において「本計画の放出設備、放出方法等については、地元の了解、規制の審査、関係機関のレビュー等により、放出計画自体に変更が生じる可能性がある」としている。規制委の更田委員長も12月22日の記者会見で「予定外のバックアップスペースとして貯留容量を設ける議論が必要」と述べている(12月23日福井新聞)。

- (1) 東京電力が今年1月11日審査会合に提出した資料1の4頁では、「タンク増設の余地は限定的」と述べているが、限定的とは具体的に何基のタンクまで増設が可能なのか。
- (2) 更田委員長が述べた「増設の議論が必要」についてはどう受け止めているか。

5 (経産省と東電). トリチウム分離技術の開発は何のため

「ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」(2021年12月 廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局)では、「対策10: 風評を抑制する将来技術の継続的な追求」として、「5月以降、東京電力が、トリチウム分離技術について公募調査を実施。12月に一次評価の結果を公表。⇒今後、詳細な評価を実施。中長期的に、可能性のある技術について追加的なデータ取得等を進める」としている。1次評価結果では、応募65件中の11件が合格になっている。

- (1) 東電が自ら募集した技術開発がここまで進んでいる以上、当然に海洋放出は止めて、分離技術の実用化を待つべきではないか。何のための技術募集なのか。

6 (経産省と東電). 福島第一原発の廃炉計画との関係について

現在のところ、福島第一原発は約40年かけて2051年に廃炉を達成すると計画されている。処理水の放出は2023年からおよそ32年かけて行われ2054年頃に終了するよう計画されている。処理水を海洋放出するのは、廃炉に伴って取り出されるデブリや廃棄物等の置き場を確保するために、処理水貯蔵タンクを取り除くためだと言われている。

- (1) 「特定原子力施設」である福島第一原発の廃炉とは、取り出した燃料デブリや廃棄物等を敷地外に搬出し、管理の必要がない状態になることをいうのか。廃炉(廃止措置)の法的規定は何か。
- (2) 燃料デブリ取出し等の廃炉の具体的な見込みが立っていない状況で、なぜ処理水だけを急いで放出するのか。

7 (経産省と東電). 中国や韓国は汚染水の放出に反対している

- (1) これらの反対をどう受け止めているか。反対を押し切って放出に踏み切ることはないか。